

スポーツ団体ガバナンスコード<一般スポーツ団体向け>に係るセルフチェックシート

[団体名：青森県ソフトテニス連盟]

[記載日：令和6年4月7日総会]

スポーツ庁では、相次ぐ不祥事案を踏まえ、スポーツ団体が遵守すべき原則・規範を定めた「スポーツ団体ガバナンスコード〈一般スポーツ団体向け〉」を令和元年8月に公表し、一般スポーツ団体に対して、それらの遵守状況に関する自己説明及び公表を自主的に取り組むよう求めている。については、本連盟のガバナンスコードとして次のとおり自己説明を公表する。

【対応状況に係る自己評価】

A：対応している

B：一部対応している

C：対応できていない

項目	対応状況
原則1 法令等に基づき適切な団体運営及び事業運営を行うべきである。	
(1) 法人格を有する団体は、団体に適用される法令を遵守しているか。 (現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等)	—
(2) 法人格を有しない団体は、団体としての実体を備え、団体の規約等を遵守しているか。 (現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等) 青森県ソフトテニス連盟規約に基づき、毎年4月に総会を開催し、事業計画や予算を審議するとともに、2年毎に役員改選を行っている。方針・計画等は、ホームページにて公開している。公的助成を受給しているので、今後法人格の取得について検討することを事業計画に明記している。	A
(3) 事業運営に当たって適用される法令等を遵守しているか。 (現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等) 大会や講習会を開催するにあたり、使用する施設の規則等を遵守している。 施設の管理者から使用制限等が発出された場合は、適切に対応している。	A
(4) 適切な団体運営及び事業運営を確保するための役員等の体制を整備しているか。 (現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等) 規約に基づき総会において会長、理事、監事を選出している。 令和3年4月には、役員定年制の導入と女性参画促進に係る内規を設定し、令和5年4月以降行われる役員改選から適用している。 役員定年制は、理事長、副理事長、常任理事、理事、監事については、改選期の4月1日現在で70歳になった者については役員に就任できないものとし、副会長の年齢基準は74歳とした。会長については適用範囲外としている。※就任時70歳未満はNFと同基準	A

役員の再任回数の上限は設けていない。

女性参画については、当面役員全体の20%を目標と設定する。(現在 13.4%)※NF に対するガバナンスコード審査基準値は25%

原則2 組織運営に関する目指すべき基本方針を策定し公表すべきである。

(1) 組織運営に関する目指すべき基本方針を策定し公表しているか。 A

(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等)

年度計画は理事会、総会で審議・決定し公表している。年度計画は、事業方針・強化方針・普及指導方針の3本の柱で構成されている。中期計画は、3年計画で普及指導計画を中心に策定され、現在、第6次(令和6~8年度)となっている。長期計画は、選手強化を中心に策定され、「チャレンジ2026普及強化プロジェクト」という名称で実施されている。財務計画の策定までには至っていないため、今後策定に向けて準備を進める。

原則3 暴力行為の根絶等に向けたコンプライアンス意識の徹底を図るべきである。

(1) 役職員に対し、コンプライアンス教育を実施しているか、又はコンプライアンスに関する研修等への参加を促しているか。 B

(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等)

本連盟が主体となってコンプライアンス研修は実施していないが、スポーツ協会等が実施する研修会等には市町村支部等を通じて役員に情報提供し参加を促している。

(2) 指導者、競技者等に対し、コンプライアンス教育を実施しているか、又はコンプライアンスに関する研修等への参加を促しているか。 B

(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等)

本連盟が主体となってコンプライアンス研修は実施していないが、スポーツ協会等が実施する研修会等には各市町村支部を通じて指導者、競技者等に情報提供し参加を促している。

原則4 公正かつ適切な会計処理を行うべきである。

(1) 財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守しているか。 A

(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等)

財務・経理を適切については、構成妥当な会計基準に則り適正に処理しているとともに、監事2名による会計監査を毎年実施している。

(2) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守しているか。 A

(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等)

補助金等交付者から示されている留意事項等を遵守し、適正に処理している。

(3) 会計処理を公正かつ適切に行うための実施体制を整備しているか。 A

(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等)

監事2名による会計監査を毎年実施している。補助金交付者による定期的なヒアリング・レビューを受け、改善に努めている。

原則5 法令に基づく情報開示を適切に行うとともに、組織運営に係る情報を積極的に開示することにより、組織運営の透明性の確保を図るべきである。	
(1) 法令に基づく情報開示を適切に行っているか。	A
(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等) これまで情報開示請求の実例はないが、あった場合は法令等に基づき適切に対応する。	
(2) 組織運営に係る情報の積極的な開示を行っているか。	A
(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等) 本連盟の公式ホームページと、「理事長のページ」を活用して、適時・的確な情報開示を行っている。	
原則6 高いレベルのガバナンスの確保が求められると自ら判断する場合、ガバナンスコード<NF向け>の個別の規定についても、その遵守状況について自己説明及び公表を行うべきである。	
NF 向け原則 1 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである。	A
(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等) 原則 2(1)に記載のとおり	
NF 向け原則 2 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	A
(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等) 原則 1(4)に記載のとおり	
NF 向け原則 3 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	B
(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等) 中央競技団体(NF)の各種規程を参考にし、必要に応じて規程の整備を検討する。	
NF 向け原則 4 コンプライアンス委員会を設置すべきである。	C
(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等) 中央競技団体が設置する倫理・コンプライアンス委員会の取組状況を見ながら検討する。	
NF 向け原則 5 コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである。	C
(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等) 各種団体が実施する研修等を受講するよう情報提供を行いながら参加を促すとともに、指導者・審判向けの研修会を企画する。	
NF 向け原則 6 法務・会計等の体制を構築すべきである。	C
(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等) 中央競技団体の取組状況を見ながら検討する。	
NF 向け原則 7 適切な情報開示を行うべきである。	A
(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等) 原則 5(2)に記載のとおり	
NF 向け原則 8 利益相反を適切に管理すべきである。	C
(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等)	

中央競技団体で策定している「利益相反ポリシー」(令和5年9月承認)を参考に検討する。	
NF むけ原則 9 通報制度を構築すべきである。	B
(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等) 県ホームページに「県連盟苦情等相談窓口」を平成30年7月に設置したが、現在まで公式ホームページのEメールでの通報はなく対応した事例はない。しかしながら、口頭を含め非公式な手続きによる事案もあることから、関係者と情報を共有し真摯に対応することとしている。	
NF むけ原則 10 懲罰制度を構築すべきである。	C
(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等) 中央競技団体が進める手続きを参考に検討する。	
NF 向け原則 11 選手・指導者などの間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	B
(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等) 指導基本規程に定める違反救済審査委員会を平成26年4月に設置したが、現在まで対応した事例はない。県ホームページに「県連盟苦情等相談窓口」を平成30年7月に設置したが、現在まで対応した事例はない。非公式な手続きによる事案もあることから、関係者と情報を共有し真摯に対応する。	
NF むけ原則 12 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	C
(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等) 危機管理計画については、事業計画において策定を目指すべきこととしている。中央競技団体が作成した「危機管理マニュアル」を参考に策定を進めるとともに、不祥事対応については、中央競技団体の指導に基づき対応をすすめる。	
NF むけ原則 13 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	B
(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等) 平成31年4月に傘下の各支部に対して「運営の適正化と会計面の透明性確保」についての指導を行っている。不足な点については中央競技団体の指導に基づき対応をすすめる。	